

『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』第四十九号 拠刷（二〇一三年十一月）

【資料紹介】

神奈川県立歴史博物館所蔵
七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図

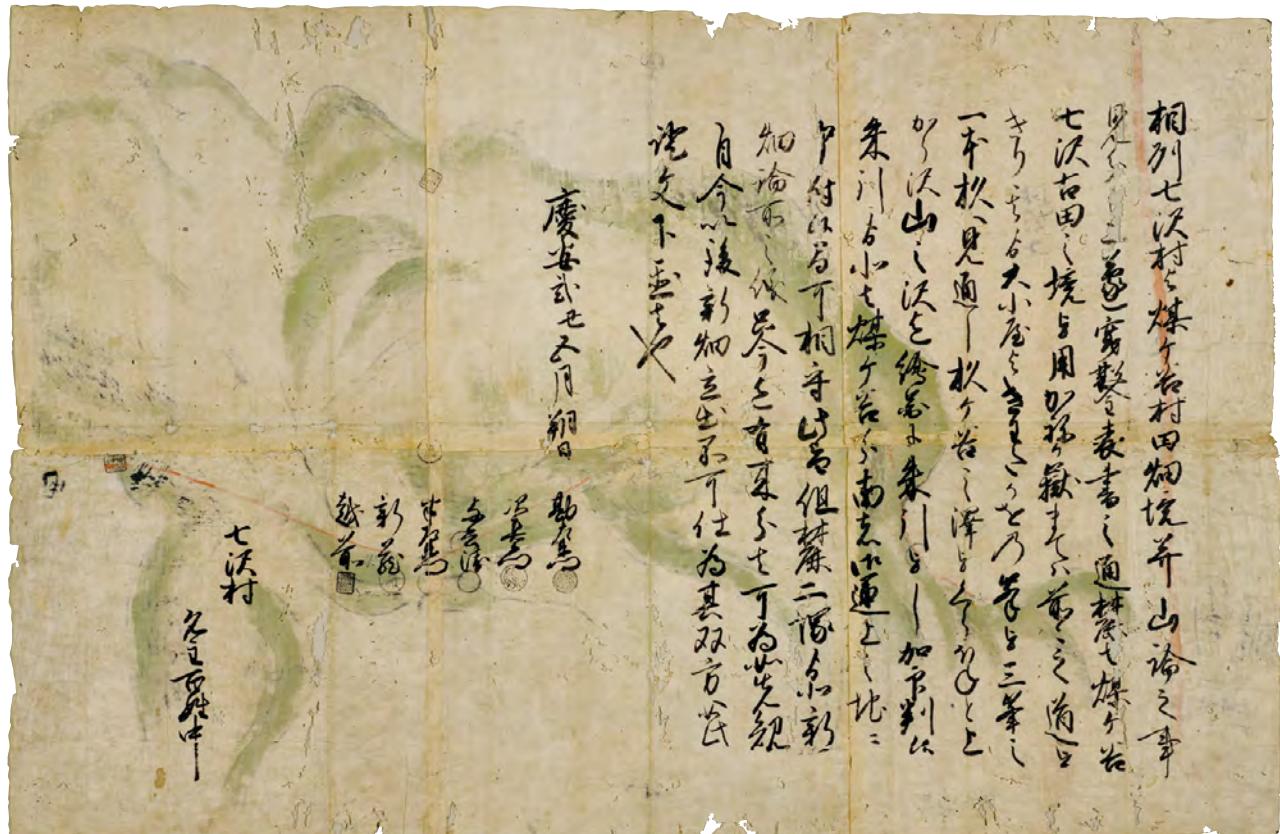
根

本

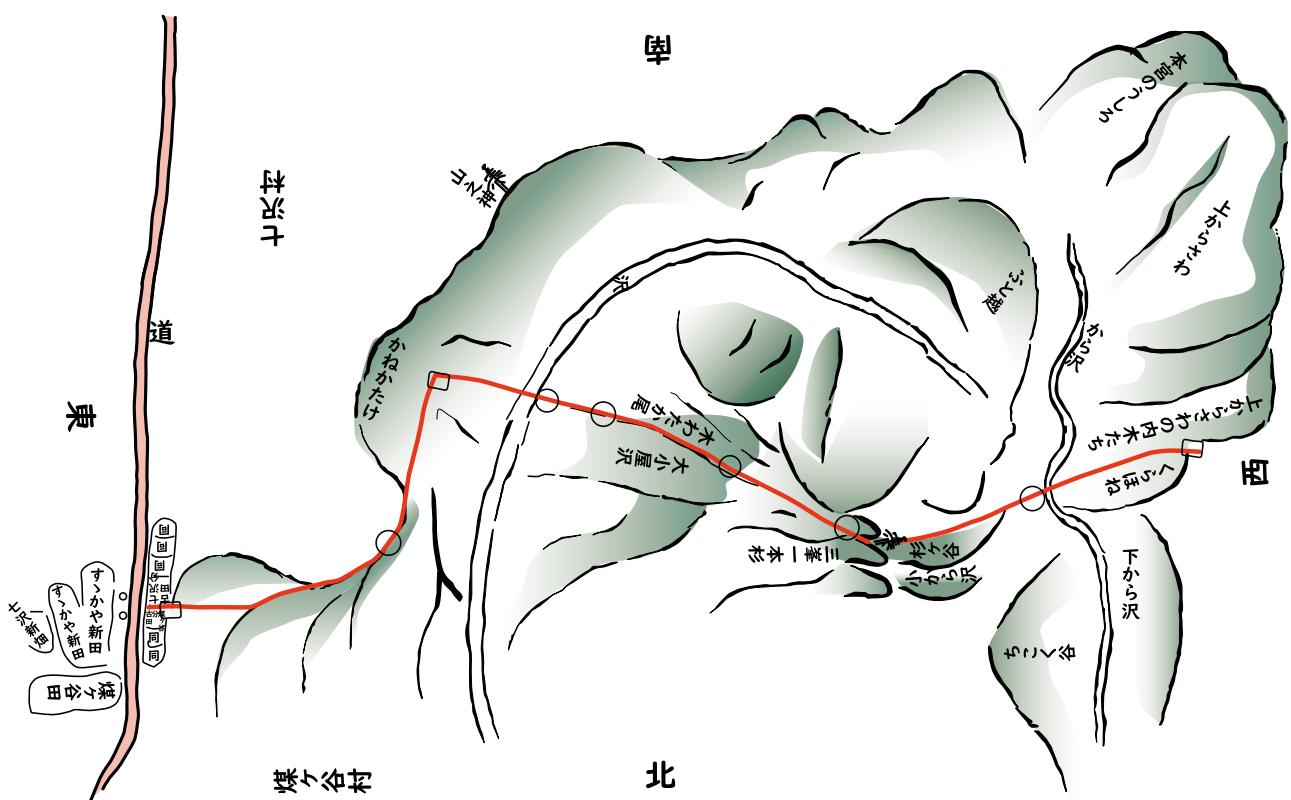
佐智子



慶安二年五月朔日「七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図」神奈川県立歴史博物館所蔵 久崎家文書



慶安二年五月朔日「七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図」裁許文
神奈川県立歴史博物館所蔵 久崎家文書



慶安二年五月朔日「七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図」トレイス
神奈川県立歴史博物館所蔵 久崎家文書

【資料紹介】

神奈川県立歴史博物館所蔵

七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図

根本 佐智子

はじめに

裁許絵図とは、近世期、村落や共同体間の村境や山林原野・河川・用水・浦などを巡る争論に対し、幕府の裁判機関である評定所で下された裁許の証拠として作成された絵図である。「裁許裏書絵図」とも呼ばれ、裁許内容を絵図に示し、裏に裁許文（判決文）を記した。⁽¹⁾

一般的に評定所で作られた裁許絵図の場合、大きく厚い料紙に凡例付の大変詳細な絵図が描かれ、その裏面には儒者によつて起草された裁許文と、裁許を担当した奉行の名が書かれ、奉行自身により捺印がなされる。また、絵図には墨色で裁許線（決定した境界線）が引かれ、その線上にも担当奉行の印が押される。

しかし、本稿で紹介する神奈川県立歴史博物館所蔵久崎家文書「七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図」（図1・図2・図3）は、裁許絵図ではあるがそれらの特徴とは様相を異にする。この資料がどのような特徴のある絵図であるのか考察を試みたい。

【キーワード】

裁許絵図 境界争論 江戸時代 慶安二年 旧幕裁許絵図目録

【要旨】

神奈川県立歴史博物館所蔵「七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図」（久崎家文書）の紹介。この資料は慶安二年検使巡回の際に村で作成された裁許絵図であることから、素朴で簡素な形状をしていると考察した。一方、同所で起こった宝曆期の争論においては、この裁許絵図の正確性が乏しいことを指摘されながらも、基本的に絵図に描かれた朱の裁許線に従う姿勢が見られた。また、この絵図は「旧幕裁許絵図目録」にも掲載され、幕府も重要または必要と認識していたものと考えられる。

一 七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図

「七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図」を含む久崎家文書は、相模国愛甲郡七沢村（現在の厚木市七沢）の名主を務めた久崎家に伝わつた資料群である。年代は近世初期～明治中期にわたり、総件数は五百二十二件を数える。神奈川県立歴史博物館は、この久崎家文書を貴重な地方文書群として長く借用してきたが、平成二十年（二〇〇八）、久崎家より譲られ、所蔵資料となつた。

中でも今回取り上げる「七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図」は、相模国愛甲郡七沢村と同郡煤ヶ谷村の村境争論に対して慶安二年（一六



図1 七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図 絵図

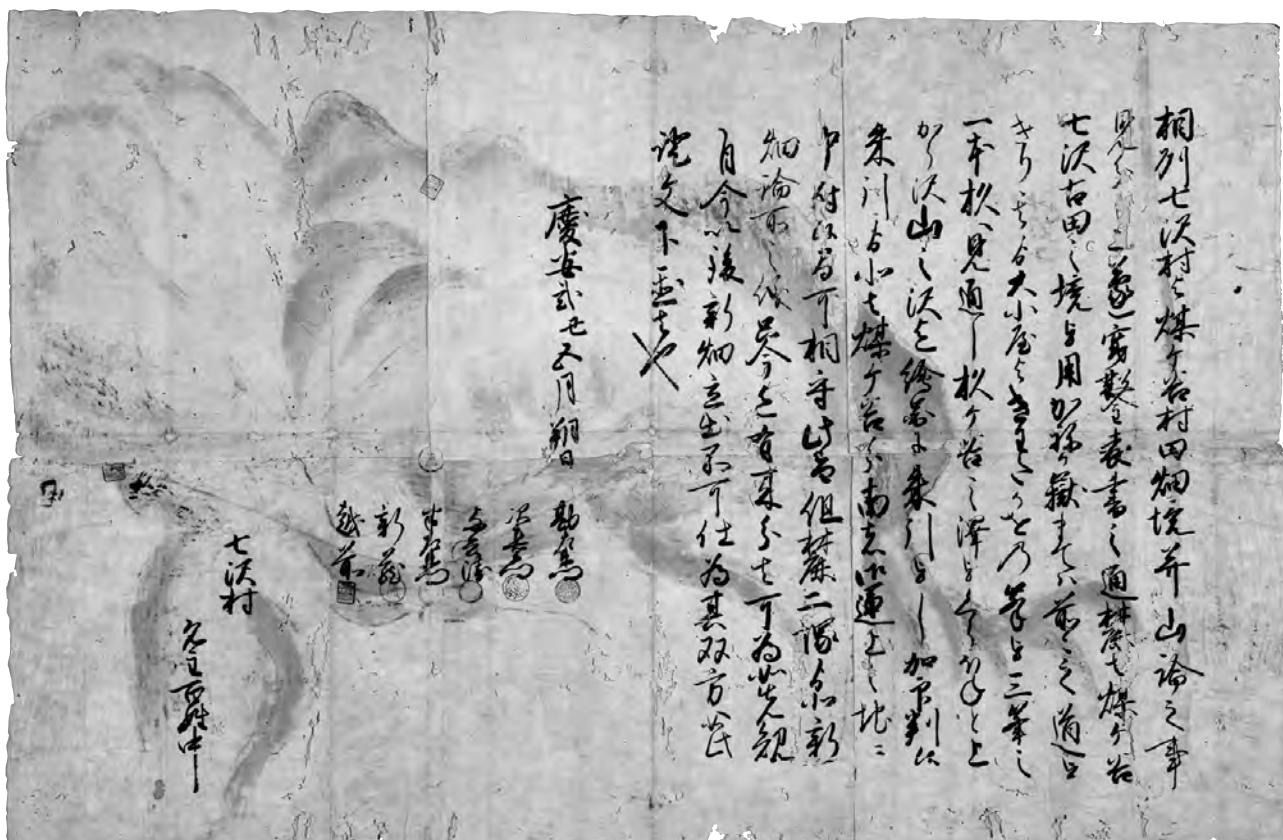


図2 七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図 裁許文

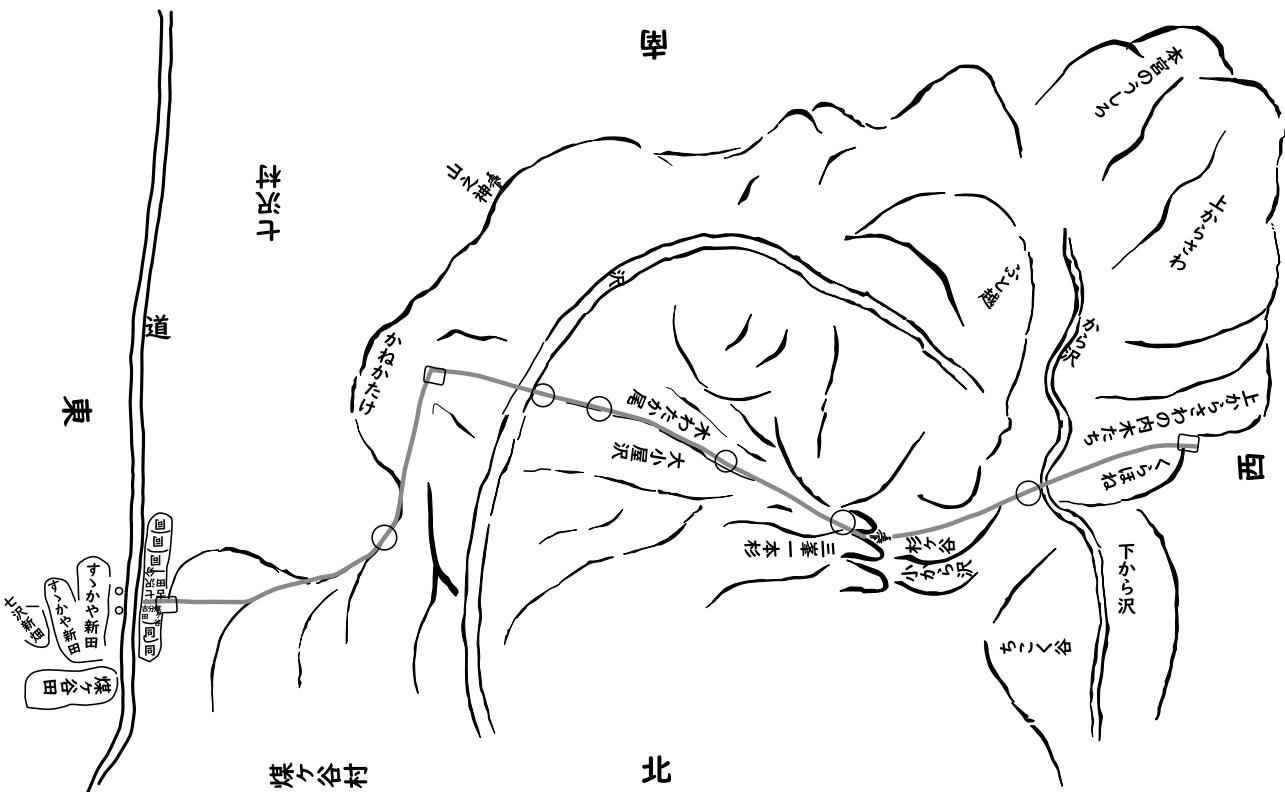


図3 七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論裁許絵図 絵図トレース

四九) 五月朔日に下された裁許絵図である。⁽²⁾ 七沢村は現在の厚木市七沢、煤ヶ谷村は愛甲郡清川村煤ヶ谷にあたり、争われた村境は厚木市・清川村の境界の一部になっている。残念ながらこの裁許絵図と同時代の関連資料は久崎家文書には現存しておらず、争論がどのように起つたかを知ることはできない。

村々で起つた争論に対し、幕府による裁許内容を記す裁許状の形態は、三奉行ら連判の裁許文のみを記す裁許書下と、同じく三奉行ら連判の裁許内容を記す絵図の裏面に裁許文を記した裁許絵図（裁許裏書絵図）、村から差上げる形式の裁許証文（請書・上証文）などがあるが、この時の七沢村と煤ヶ谷村間における村境争論においては、裁許絵図の形態で作成された。

絵図の大きさは六〇・五×九二・〇cmで、薄い紙を六枚繋ぎ合わせたものを使用しており、大型で、厚い料紙で作成される一般的な裁許絵図とは印象が異なる。表面に絵図が描かれ、朱の裁許線で定められた境界を示し、その裏面には裁許文が記されている。

裁許文は以下の通りである。

相州七沢村と煤ヶ谷村田畠境並山論之事

見分之上遂穿鑿、表書之通麓は煤ヶ谷七沢古田之境を用、かねか嶺までハ前々之道をきり、其より大小屋ときわたかをの峯を三峯之一本杉へ見通し、杉ヶ谷之澤をくらほねと上から沢山之沢迄絵図に朱引をし加印判候、朱引より北は煤ヶ谷分、南は御運上之地ニ申付候間、可相守此旨、但麓二塚より北新畠立出不可仕、為其双方へ如此証文下置者也為如先規、自今以後新畠立出不可仕、為其双方へ如此証文下置者也

慶安式丑五月朔日 勘左衛門 印 (勘定 設楽能利)
次郎右衛門 印 (勘定 雨宮忠俊)

与兵衛	印	(目付 黒川正直)
半左衛門	印	(目付 猪飼正久)
新 藏	印	(新番頭 北條氏長)
越 前	印	(大目付 宮城越前守和重)
七沢村		
名主百姓中		

差出の署名から、この時裁定を下したのは勘左衛門（勘定設楽能利）、次郎右衛門（勘定雨宮忠俊）・与兵衛（目付黒川正直）・半左衛門（目付猪飼正久）・新藏（新番頭北條氏長）・越前（大目付宮城越前守和重）の六名とわかる。

江戸時代初期には、出訴された各地の争論に対し、幕府より検使が派遣され、争論の現地を見分して裁定を下すという形が取られている。特に検使は寛永十年（一六三三）・同十五年・正保二年（一六四五）をはじめ、この裁許絵図が作成された慶安二年にも派遣されており、「徳川実紀」慶安二年三月二十八日の項には「大目付宮城越前守和甫。目付北條新蔵。猪飼半右衛門正景。黒川與兵衛正直廻国の事命ぜられいとま給ふ。」、同じ月十六日の項には「大目付宮城越前守和甫。目付北條新蔵。猪飼半右衛門正景。黒川與兵衛正直廻國の事命せられいとま給ふ。」とあり、三月二十八日から七月十六日の間、検使としてこの六名が派遣されていたことが明らかとなっている。

宮原一郎氏の研究^④によると、慶安二年の検使は武藏国を皮切りに、相模・信濃・上野・常陸・下総と廻村^⑤し、廻村中と考えられる四～七月の日付の裁許状（裁許書下十五枚、裁許絵図一枚）計十六枚^⑥が確認されている。宮原氏は信濃国の事例からこの時の検使は論所見分だけでなく、

その場で裁許状の発給まで行っていたことも明らかにされており、相模国においては四月二十六日に高座郡座間村・鶴間村（現座間市、相模原市・大和市）の入会地の境争論^⑦、四月二十八日には同郡柳島村と南湖村（現茅ヶ崎市）の浜の境争論^⑧に対しても裁許書下が確認できる。高座郡座間村・鶴間村の裁許書下、同柳島村と南湖村の裁許書下にも、検使宮城・北條・猪飼・黒川・雨宮・設楽の六名の名を見ることができ、これらは同時期の検使巡見の中で作成されたものであることがわかる。

そして検使は五月一日には愛甲郡七沢村・煤ヶ谷村の村境争論を裁定し、この裁許絵図が発給されたのである。裁許絵図では境界線は墨色で描かれることが多いが、この絵図は朱色で引かれている。山や丘陵を緑、道を赤で描くことは類例通りであるが、沢や田畠は墨書きのままで彩色は施されておらず、彩色凡例もない。料紙も薄く簡素で、絵図の書き方も他の評定所作成と考えられる裁許絵図に比べ、簡素で素朴なため、村で作成されたと考えるのが自然であろう。この裁許絵図も柳島・南湖村、座間村・鶴間村に出された裁許書下と同様、現地で作成、発給されたと考えれば、上質な紙を用意することもできず、このような形の裁許絵図となったことにも合点がゆく。本来裁許書下が発給されるはずが、急遽絵図の発行が必要になり、村側が作成した絵図を利用して、裁許絵図に仕立てたのだろうか。現在確認できる慶安二年の検使による裁許状十六件のうち裁許絵図の形式を取っているのはこの資料が唯一である。境界が山間部であるため見通しも効かず、座間村・鶴間村争論の裁許の様に目印の境塚を築くことも、塚の上に西海子^⑨（早莢）の木を植えることもかなわず、境界の複雑性から絵図で残す必要があると考えたのかもしない。

二 七沢村と煤ヶ谷村の境界

絵図が、煤ヶ谷にも保管されている。⁽¹⁹⁾

では、この時決まった境とはどのような境界だったのだろうか。絵図には、境界線として朱線が引かれている。その朱線は「煤ヶ谷村分古田」と「七沢村分古田」の間から「かねかたけ」までは尾根道を、「かねかたけ」で直角に曲がり、沢（谷太郎川か）を渡り、「大小屋沢」と「木わたか尾」の峯を「三峯一本杉」へ通す。「三峯一本杉」は文字だけではなく目印として木の姿も描かれ、その木は三峯山を三つの山で描く中で、南側の山と中央の山の間に配置されている。「三峯一本杉」より「小から沢」近くの「杉ヶ谷」の沢を通り、「から沢」を渡り、「くらほね」と「上からさわの内木たち」と書かれた地点（裁許文では「上から沢山之沢」と記される地点）まで引かれていることになる。この朱の裁許線より北が煤ヶ谷村分、南が七沢村分と定まった。七沢村が山稼ぎから運上を納めているため、裁許文では「南は御運上之地」という表現になつている。また、東の麓にある二つの塚（○印有）よりも北の新規畠論所については、既存分はそのままとし、新たに畠を作ることは禁止された。

朱の裁許線の上には裁許を行つた人物の印が押されるが、その捺印箇所は東から裁許線の東端（宮城）、尾根道（北條）、「かねかたけ」の角（宮城）、沢を越えた所（猪飼）、「大小屋沢」と「木わたか尾」の東端（雨宮）、西端（黒川）、「三峯一本杉」（北條）、「から沢」手前（設楽）、裁許線の西端（宮城）の九ヶ所であり、この九ヶ所が村境の基準となる拠点であったのだろう。

このようにして作られた裁許絵図は七沢村、煤ヶ谷村、裁定を下した幕府（評定所）と三者で保管された。この裁許絵図は七沢村に宛てて出されたものであるが、現在でも宛名（煤ヶ谷村名主百姓中）が違う裁許

三 宝暦期の唐沢争論

この時定めた境界は、変更されることではなく、裁許絵図はその後の争論においても境界の証拠資料となつた。しかし、急いでしらえで作成した裁許絵図の弊害も発生している。およそ百年後の宝暦二年（一七五二）から同六年にかけて、再び上下七沢村と煤ヶ谷村で境界を争つた。双方の村が慶安二年の裁許絵図を持った上で、それぞれの解釈を主張し、最終的には評定所の裁許を仰ぐこととなつた。慶安二年の裁許絵図が七沢村・煤ヶ谷村・評定所三者で再度検証される機会が生まれたのである。以下、久崎家文書の宝暦六年二月二十五日「差上申一札之事」⁽²⁰⁾から訴訟の内容を見てみたい。

論所となつたのは裁許絵図の西側、三峯一本杉より「杉ヶ谷之沢をくらほねと上から沢山之沢迄」で、七沢村がこの境界から「拾町余北、下から沢くらとう迄」入込んでいると煤ヶ谷村が訴えた。七沢村は、境界は「杉ヶ谷沢落合より北へ七百六拾壹間半入込、夫よりくらとう沢を峯へ丹沢御林境迄境之由」であると主張する。杉ヶ谷沢落合とは裁許絵図に描かれる「から沢」への合流地点、設楽能利の印のあたりだろうか。さらに、七沢村の「三峯一本杉よりくらほねと上から沢之間ハ西に当り、先裁許絵図に御朱引有之段」との主張は、裁許絵図が分間（測量による正確な図）ではないため、「絵図面と場所引違不申、方角御取用難」と裁許絵図の方角には不備があるとされた。また、「上から沢之くらとう沢」を境とすることは裁許文には記されておらず、申伝のみの無証拠とした。一方、煤ヶ谷村の主張する境は「杉ヶ谷之沢落合より南へ百八拾七間半入込」というもので、裁許絵図も「川上之方へ弓形りに御朱引有

表1 「旧幕裁許絵図目録」掲載の裁許絵図名〈相模国〉

第二番長持 国郡都市村邑境界争論地所 旧幕裁許絵図目録
○相模国

1	第壹號	慶安二年	相州愛甲郡七沢村田畠境井山論絵図	壹枚
2	第貳號	承応元年	相州丸島村 以下蝕（虫食カ） 同断	壹枚
3	第三號	承応三年	相州中志村川原論 同断	壹枚
4	第四號	明和元年	相州長坂村水論 同断	壹枚
5	第五號	寛文元年	相州高倉郡上々村川原境論 同断	壹枚
6	第六號	寛文四年	同国愛甲郡川入村論 同断	壹枚
7	第七號	寛文六年	同国中郡飯山々之内成瀬五左衛門云々 蝕（虫食カ）	壹枚
8	第八號	寛文六年	同国愛甲郡半原村境論 同断	壹枚
9	第九號	寛文八年	同国鎌倉郡今泉村山論 同断	壹枚
10	第拾號	寛文九年	同国高座郡座間村境論 同断	壹枚
11	第拾壹號	寛文十一年	相州成瀬五左衛門代官所上川入村勝樂寺論同断	壹枚
12	第拾貳號	寛文十二年	同国妻田村河原論 同断	壹枚
13	第拾三號	延宝四年	相州岡津村境論 同断	壹枚
14	第拾四號	延宝五年	相州三浦郡大多和村浦論 同断	壹枚
15	第拾五號	延宝八年	相州鎌倉郡阿久和村津論 同断	壹枚
16	第拾六號	天和二年	相州大住郡神戸村田畠訴論 同断	壹枚
17	第拾七號	天和二年	相州愛甲郡及川村運上山論 同断	壹枚
18	第拾八號	天和三年	相州愛甲郡厚木村堰論 同断	壹枚
19	第拾九號	貞享元年	相州愛甲郡上荻野村相名寺境内論 同断	壹枚
20	第貳拾號	貞享元年	相州大住郡小稻葉村水論 同断	壹枚
21	第廿壹號	貞享二年	相州大住郡平澤村野論 同断	壹枚
22	第廿貳號	貞享三年	相州大住郡岡田村堰論 同断	壹枚
23	第廿三號	貞享四年	相州三浦郡浦賀村野論 同断	壹枚
24	第廿四號	貞享五年	相州大住郡白根村野論 同断	壹枚
25	第廿五號	元禄二年	相州大住郡東田原村山論 同断	壹枚
26	第廿六號	元禄五年	相州大住郡平塚村浦境論 同断	壹枚
27	第廿七號	元禄九年	相州愛甲郡熊坂村川境論 同断	壹枚
28	第廿八號ノ上	元禄十一年	相州愛甲郡中三田村野河原論 同断	壹枚
29	第廿八號ノ下	元禄十三年	相州足柄下郡門川村小田原境論 同断	壹枚
30	第廿九號	元禄十四年	相州三浦郡達子村境論 同断	壹枚
31	第三拾號	宝永元年	相州大隅郡中原村河原論 同断	壹枚
32	第三拾壹號	宝永二年	相州津久井県寸澤嵐村山論 同断	壹枚
33	第三拾貳號	宝永二年	相州大住郡岡田村秣場論 同断	壹枚
34	第三拾三號	宝永七年	相州大住郡西海地村水論 同断	壹枚
35	第三拾四號	宝永七年	相州大住郡堀山下村山論 同断	壹枚
36	第三拾五號	宝永七年	相州愛甲郡葉山島村山論 同断	壹枚
37	第三拾六號	享保三年	相州高倉郡社家村地境論 同断	壹枚
38	第三拾七號	享保四年	相州鎌倉郡極楽寺村山論 同断	壹枚
39	第三拾八號	享保八年	相州大住郡今泉村境論 同断	壹枚
40	第三拾九號	享保八年	相州大住郡尾尻村境論 同断	壹枚
41	第四拾號	享保十年	相州高倉郡座間村畠論 同断	壹枚
42	第四拾壹號	享保十一年	相州鎌倉郡片瀬村常立寺山論 同断	壹枚
43	第四拾貳號	享保十四年	相州三浦郡浦々村獵場論 同断	壹枚
44	第四拾三號	享保十六年	相州箱根山金剛王院境論 同断	壹枚
45	第四拾四號	元文四年	相州小田原大久保出羽守卜権現領山境論同断	壹枚
46	第四拾五號	寛保元年	相州津久井県青山村秣山論 同断	壹枚
47	第四拾六號	寛保二年	相州三浦郡森崎村秣場論 同断	壹枚
48	第四拾七號	寛保三年	相州三浦郡金田村境論 同断	壹枚
49	第四拾八號	延享二年	相州鎌倉郡西御門村地論 同断	壹枚
50	第四拾九號	延享二年	相州三浦郡公郷村海境論 同断	壹枚
51	第五拾號	延享四年	相州大住郡東富田村境論 同断	壹枚
52	第五拾壹號	延享四年	相州大住郡戸川村山論 同断	壹枚
53	第五拾貳號	安永二年	相州鎌倉郡腰越村魚獵論 同断	壹枚
54	第五拾三號	安永八年	相州津久井県青野原村山論 同断	壹枚

国立国会図書館所蔵「旧幕府裁許絵図目録」(802-36)より作成。他国の項にあるものは掲載していない。

之」と裁許線が上流へ少し膨らむ形で描かれていることが符合しているとして、煤ヶ谷村の主張が採用された。また、裁許絵図に描かれる論所近くの「地獄谷」は、実際は宮ヶ瀬村境にあるもので、裁許絵図の描写には誤りがあることも指摘された。

この時も争っているのは裁許絵図の朱の裁許線の解釈であり、「慶安二丑年御裁許絵図御朱引と場所引達候間、弥先御裁許通相心得」と、慶安二年の裁許絵図に従うという姿勢は崩されなかつた。

四 「旧幕裁許絵図目録」

幕府による裁定を示す重要な証拠書類である裁許絵図は、幕府側においても保管されていたが、残念ながら評定所関係資料は関東大震災で焼失し、現在確認することはできない。しかし幕府諸役所の資料のうち、東京府から帝国図書図書館を経て現在国会図書館が所蔵する「旧幕府引継書」内の「旧幕裁許絵図目録」⁽¹³⁾により、幕府より司法省へ引き継がれた裁許絵図の名称が確認できる。下巻には跋文があり、明治政府の書庫には幕府から引き継いだ膨大な書類があつたこと、「頃者。大丞囑以糾正之事。」によりその整理が試みられ、明治九年十月、御用掛の木村正辞、中録菊池駿助の二名がその任に当たつたこと、「国郡山川都市村邑。裁断其諍界之図書数百帖。」があり、整理し、五櫃に収納し、書名目録三冊にまとめたことなどが記されている。⁽¹⁴⁾この目録を見ると、一五三九枚もの絵図が国ごとに、年代順に番号を振り整理され、五棹の長持に収納されたことを知ることができる。三浦周行の「失はれたる近世法制史料」によると「評定所記録は総数七千五百五十五冊（司法省の調査にては一冊多し）付属の絵図千五百三十八枚（司法省の調査にては一千五百四枚）の多きに達せり」とあり、この目録の絵図の枚数と凡そ合致する。

「旧幕裁許絵図目録」には裁許絵図の成立年と裁許絵図の名称・枚数が記されているが、相模国は五十四枚が掲載されている（表1）。今回紹介した裁許絵図は相模国の項の冒頭に、
〔第壹號〕
〔朱書〕

慶安二丑年

一、相州愛甲郡七澤村田畠境并山論絵図 壱枚

と記載される。しかし、現在確認できるすべての裁許絵図が「旧幕裁許絵図目録」に掲載されているわけではなく、掲載されていない裁許絵図も多数存在することから、幕府が重要または必要であると判断したものを探していったものと考えられる。この絵図は幕府が認めた相模国で一番古い裁許絵図ということができるだろう。

おわりに

本稿では神奈川県立歴史博物館所蔵久崎家文書「七沢村と煤ヶ谷村田畠境并山論裁許絵図」について見てきた。慶安二年検使巡見の際に作成された裁許絵図であり、急遽作成されたものであるため、特異な裁許絵図となつていることを示した。しかし、同所で起つた宝曆期の争論においては、この絵図について分間ではないことや方角の不備が指摘されながらも、基本的に朱で描かれた裁許線に従う姿勢は崩されていなかつた。また、この絵図は「旧幕裁許絵図目録」にも掲載され、幕府も重要なことは必要と認識していた。

幕府がなぜこの絵図を重要または必要と判断したのかについては、今後の課題としたいたい。

註

- (1) 寛永十年八月一日「麻生村王禪寺村林場出入裁許絵図」(志村幸雄氏所蔵)のよう、絵図面に裁許文を記したものもある。
- (2) 「七沢村・煤ヶ谷村田畠山論絵図」の名で『厚木市史』近世資料編(4)村落2(厚木市二〇〇七年)資料番号四五五に掲載されている。絵図写真の掲載もあるが、モノクロで資料の折れが目立ち、詳細確認は難しい。
- (3) 宮原一郎「近世前期の争論絵図と裁許—関東地域における山論・野論を中心に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』三十七号二〇〇三年)。
- (4) 宮原一郎「近世前期の幕府裁許と訴訟制度—関東地域における山論・野論を中心について」(『徳川林政史研究所紀要』三十八号二〇〇四年)。
- (5) 後年の裁許状より下野国も廻村していたようであると前掲(註3)宮原論文にある。
- (6) 前掲(註3)宮原論文では「十五件が確認できた」とあるが、論文掲載の表五には十六件掲載されている。
- (7) 裁許線の朱と区別するためか、道の赤はかなり薄い色で塗られている。
- (8) 慶安二年四月「座間村・鶴間村境論裁許証文(幕領)」(『座間市史』2近世資料編座間市一九九一年)資料番号五九。
- (9) 慶安二年四月二十八日「柳嶋村・南湖村浜争論裁許状」(『茅ヶ崎市史』1資料編(上)茅ヶ崎市一九七七年)資料番号九八。
- (10) 清川村煤ヶ谷山田明氏所蔵資料冊-3(『神奈川県古文書所在目録第十二集』神奈川県立文化資料館一九八九年)(以下『県目録』と略)。神奈川県立公文書館所蔵神奈川県史撮影資料で確認。資料ID2201915010。
- (11) 宝暦二年五月「愛甲郡煤ヶ谷村・七沢村入会唐沢山境争論一件訴状および内済証文」(『神奈川県史』資料編7近世(4)幕領2神奈川県一九七六年)資料番号四四九。「県目録」清川村煤ヶ谷山田明氏所蔵資料山林・炭一四七・一五三・一五六・一五九・一六二。
- (12) 宝暦六年二月二十五日「差上申一札之事」(当館所蔵久崎家文書)、この文書の写(『県目録』清川村煤ヶ谷山田明氏所蔵資料山林・炭一六五)は『清川村

史』資料編(清川村二〇一六年)に所収。資料番号四一。

- (13) 現在国会図書館での資料名は「旧幕府裁許絵図目録」であり、甲乙の二巻本(B150 K9-4)、上中下の三巻本(802-36)が存在する。跋文より二冊本が原本に近い形であることがわかり、三冊本の各表紙(二冊本表紙は「旧幕府裁許絵図目録」)、文中ともに「旧幕府裁許絵図目録」の名称が記されていることから、本稿では「旧幕府裁許絵図目録」とした。国立国会図書館デジタルコレクションで確認(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2606958> 令和四年十月二十日閲覧)。

- (14) 山本英二「論所裁許の数量的考察」(『徳川林政史研究所紀要』二七号一九九三年)。
- (15) 右同山本論文。山本氏は三浦周行「失はれたる近世法制史料」「法制史の研究統」(岩波書店一九一五年一三九二頁)を引かれ、この一五三八枚の絵図が「旧幕府裁許絵図目録」掲載の絵図であるとした。しかし、これら「絵図の伝来状況が評定所に蓄積されてきたものなのか、寺社奉行所において収集されたものなのか、今のところ必ずしも判然としない」(二六八頁)ともされている。

- (16) 慶安三年「中和田・座間林場争論裁許絵図写」(『相模原市史文化財編』相模原市二〇一五年)図7-1-14、寛文四年「相州高座郡小和田村と茅ヶ崎村漁場争論裁許絵図」(『神奈川県史』資料編9近世(6)付録)ほか。

付記 本報告はJSPSS科研費JP22K00885の助成を受けた研究の成果の一部である。